

(別添2)

介護保険制度下での介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いについては、下記のとおりとする。

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第23項に規定する居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第64条第1号ニに規定する指定居宅サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第65条の4第1号ハに規定する指定地域密着型サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「居宅サービス計画」という。）又は法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画（規則83条の9第1号ニに規定する指定介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）及び第85条の2第1号ハに規定する指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画（市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下、「介護予防サービス計画」という。）に基づき、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）を利用すること。
- (2) 居宅サービス等の利用中において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われること。

2 対象となる居宅サービス等

次の(1)から(20)に掲げる居宅サービス等とする。ただし、「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」（平成25年1月25日事務連絡）別添1の2に該当する場合を除く。

(居宅サービス)

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (4) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (5) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護

(地域密着型サービス)

- (6) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(2)に掲げる場合を除く。

- (7) 法第 8 条第 16 項に規定する夜間対応型訪問介護
- (8) 法第 8 条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護
- (9) 法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (10) 法第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (11) 法第 8 条第 20 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- (12) 法第 8 条第 22 項に規定する複合型サービス

ただし、法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護、法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション、法第 8 条第 6 項に規定する居宅療養管理指導、法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション、法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護及び法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費イ(1)及びロに掲げる場合を除く。）に掲げるサービスを含まない組合せにより提供されるものに限る。

(介護予防サービス)

- (13) 法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護
- (14) 法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (15) 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護
- (16) 法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (17) 法第 8 条の 2 第 11 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護

(地域密着型介護予防サービス)

- (18) 法第 8 条の 2 第 15 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (19) 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (20) 法第 8 条の 2 第 17 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

3 対象費用の額

2 に掲げる居宅サービス等に要する費用(法第 41 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 42 条の 2 第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 53 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 54 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。)に係る自己負担額(次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額)の 10 分の 1 とする。

(1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 4 号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第 41 条第 4 項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額

(2) 指定介護予防サービスの場合

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 2 条第 4 号に規定する介護予防サービス費用基準額から法第 53 条第 2 項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額

(3) 基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの場合

それぞれ指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

(4) 指定地域密着型サービスの場合

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護サービス費用基準額から法第 42 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護サービス費の額を控除した額

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの場合

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 2 条第 4 号に規定する地域密着型介護予防サービス費用基準額から法第 54 条の 2 第 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額を控除した額

4 領収証

法第 41 条第 8 項（第 42 条の 2 第 9 項、第 53 条第 7 項及び第 54 条の 2 第 9 項において準用する場合を含む。）及び規則第 65 条（第 65 条の 5、第 85 条及び第 85 条の 4 において準用する場合を含む。）に規定する領収証に、3 の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

(様式例)

居宅サービス等利用料領収証（喀痰吸引等用）

(平成 年 月分)

利用者氏名					
費用負担者氏名		続柄			
事業所名及び住所等		印			
		(住所：)			
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等の名称					
No.	サービス内容／種類	喀痰吸引等の有無	単価	回数 日数	利用者負担額（保険対象分）
①					円
②					円
③					円
④					円
⑤					円
No.	その他費用 (保険給付対象外のサービス)		単価	回数 日数	利用者負担額
①					円
②					円
③					円
領 収 額			円		領収年月日
うち医療費控除の対象となる金額 (※当該サービスの利用者負担額（保険対象分）×1/10)			円		平成 年 月 日

(注) 1 ①医療系のサービスと併せて利用しない訪問介護（生活援助中心型を除く。）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る。）、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（医療系のサービスを含まない組合せにより提供されるものに限る。）、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は②訪問介護（生活援助中心型に限る。）、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護において、喀痰吸引等が行われた場合は、当該サービスの利用者負担額（保険対象分）の10分の1が医療費控除の対象となります。

これらに該当する場合には、本様式例のとおり、「医療費控除の対象となる金額」欄に居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額（保険対象分）の10分の1を記載してください。

2 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した事業者名」及び「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。

なお、利用者自らが居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅支援事業者等の名称」欄に当該市町村名を記入してください。

3 サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用（保険給付対象外のサービス）」欄に記載してください。

4 従来の居宅サービス等利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とにならないようご注意ください。

5 上記1に該当する場合の金額とあわせて、喀痰吸引等が行われなかった場合の金額も併記する場合は、様式例のとおり「喀痰吸引等の有無」欄にその区別を記載するなど、医療費控除の対象となる金額の算定に誤りがないようご注意ください。

6 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

介護保険制度下における居宅サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

介護保険制度下における類型		対象者	居宅サービス等に要する費用の額 (医療費控除の対象となる自己負担額)				分類
			医療系サービスと併せて 利用するとき		単独で利用するとき又は 医療系サービスと併せて 利用しないとき		
			介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価以外	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価以外	
居宅サービス	訪問看護	要介護者	対象				医療系サービス
	訪問リハビリテーション						
	居宅療養管理指導		対象				福祉系サービス
	通所リハビリテーション						
	短期入所療養介護		対象		対象 (自己負担額の10%)	対象外	福祉系サービス
	訪問介護(生活援助中心型を除く)		対象				
	訪問入浴介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外			
	通所介護						
	短期入所生活介護						
	訪問介護(生活援助中心型)						
	特定施設入居者生活介護						
	福祉用具貸与						
特定福祉用具販売							
介護予防サービス	介護予防訪問看護	要支援者	対象				医療系サービス
	介護予防訪問リハビリテーション						
	介護予防居宅療養管理指導		対象				福祉系サービス
	介護予防通所リハビリテーション						
	介護予防短期入所療養介護		対象		対象 (自己負担額の10%)	対象外	福祉系サービス
	介護予防訪問介護		対象				
	介護予防訪問入浴介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外			
	介護予防通所介護						
	介護予防短期入所生活介護						
	介護予防特定施設入居者生活介護						
	介護予防福祉用具貸与						
	特定介護予防福祉用具販売						
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合)	要介護者	対象				医療系サービス
	複合型サービス(医療系サービスを含む組合せにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))						
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所の場合)		対象				福祉系サービス
	夜間対応型訪問介護						
	認知症対応型通所介護		対象		対象 (自己負担額の10%)	対象外	福祉系サービス
	小規模多機能型居宅介護		対象				
	複合型サービス(医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの (生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))		対象 (自己負担額の10%)	対象外			
	複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分)						
	認知症対応型共同生活介護						
	地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型介護老人福祉施設)	対象(自己負担額の2分の1)				施設サービス		
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	要支援者	対象		対象 (自己負担額の10%)	対象外	福祉系サービス
	介護予防小規模多機能型居宅介護		対象				
	介護予防認知症対応型共同生活介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外			
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護者	対象(自己負担額の2分の1)				施設サービス
	介護老人保健施設		対象				
	介護療養型医療施設						

事務連絡
平成 25 年 1 月 25 日

各都道府県介護保険担当部（局）担当者様

介護保険制度下での訪問介護等の対価に係る医療費控除の取扱いについて

標記の取扱いについては、「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 25 年 1 月 25 日付事務連絡）でお示ししているところですが、今般、国税庁との協議の上、別添 Q & A のとおり取扱いを整理しましたので、ご参照ください。

貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしく願いいたします。

厚生労働省老健局総務課企画法令係
（電話番号）

03（5253）1111（代）

内線 3909

03（3591）0954（直通）

(別 添)

(問) 介護職員処遇改善加算が創設されたが、訪問介護において身体介護と生活援助を組み合わせる場合の医療費控除は、どのように取り扱うか。

(答) 訪問介護に係る自己負担額の医療費控除の取扱いについては、居宅サービス計画に訪問看護等の医療系サービスが位置付けられ、医療系サービスと併せて訪問介護を利用した場合に、訪問介護に係る自己負担額が医療費控除の対象となるとされているところです。ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表1訪問介護費ロに掲げる場合（以下「生活援助中心型に係る訪問介護」という。）を除くこととされています。

そのため、介護職員処遇改善加算についても、生活援助中心型に係る訪問介護費を除き算定した介護処遇改善加算に係る自己負担額が、医療費控除の対象になります。

事 務 連 絡
平成 1 8 年 1 2 月 1 日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る
医療費控除の取扱いについて

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、地域密着型介護老人福祉施設の創設に伴い、所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年財務省令第 6 4 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年総務省令第 1 3 1 号）により、指定地域密着型介護老人福祉施設の地域密着型サービスに係る対価のうち一定の金額について新たに医療費控除の対象とされたところです。

については、「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 1 2 年 6 月 1 日老発第 5 0 8 号）に基づく取扱いについて平成 1 8 年 4 月サービス分より別添のとおりとしますので、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願ひいたします。

厚生労働省老健局総務課
企画法令係

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては下記のとおりとする。

1 対象者

要介護1～5の要介護認定を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に入所する者。

2 対象費用の額

介護費（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第2項第2号及び第48条第2項に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額、食費に係る自己負担額（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第1号及び第161条第3項第1号並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号及び第41条第3項第1号に規定する「食事の提供に要する費用」をいう。）及び居住費に係る自己負担額（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第136条第3項第2号及び第161条第3項第2号並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第9条第3項第2号及び第41条第3項第2号に規定する「居住に要する費用」をいう。）として支払った額の2分の1に相当する金額。

3 領収証

法第42条の2第9項及び第48条第7項において準用する法第41条第8項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第65条の5において準用する規則第65条及び規則第82条に規定する領収証に、2の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

別紙様式

(様式)

指定介護老人福祉施設等利用料等領収証

(平成 年 月 日)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
施設事業者名 及び住所等		社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印		
項 目		単 価	数 量	金 額 (利用料)
①	介護費			
②	食費			
③	居住費			
④	特別食負担			
⑤	特別居住負担			
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
領 収 額				円
うち医療費控除の対象となる金額 (①+②+③) × 1 / 2				円
				領収年月日 平成 年 月 日

(注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。

2 ①介護費の単価及び数量については適宜基本介護サービス費、各種加算の内訳を記載してください。

3 ①、②及び③の合計額の1/2(二重下線の額)が医療費控除の対象となります。

4 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

老高発0116第1号
老振発0116第1号
老老発0116第1号
平成26年 1月16日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、平成26年4月1日から消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を5%から8%に引き上げることとされており、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）」が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、関係省庁から関係事業者等に対し下記の要請文書が発出されています。

貴職におかれましては、貴管下の老人福祉・介護事業者等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインが遵守されるよう適切なご指導をいただくとともに、下記の要請文書やパンフレットの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）

関係省庁から関係事業者等への要請文書

- [「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 11 月付 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- [「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」](#)（平成 25 年 11 月 15 日付消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）
- [「消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 12 月 27 日付障企発 1227 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老振発 1227 第 1 号老健局振興課長通知）（別添）

パンフレット

- [消費税の円滑かつ適正な転嫁のために](#)（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- [中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き](#)（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

以上

障企発1227第1号
老振発1227第1号
平成25年12月27日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 御中

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局振興課長
(公印省略)

消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要がある。今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
 - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。

② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

【添付資料】

パンフレット等

○消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）

○消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）

○中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

○消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）

○消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

○「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）

○「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

以上

障企発1227第1号
老振発1227第1号
平成25年12月27日

日本福祉用具・生活支援用具協会 御中

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局振興課長
(公印省略)

消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要がある。今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
 - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。

② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

【添付資料】

パンフレット等

○消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）

○消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）

○中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

○消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）

○消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）

○総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

○「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）

○「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

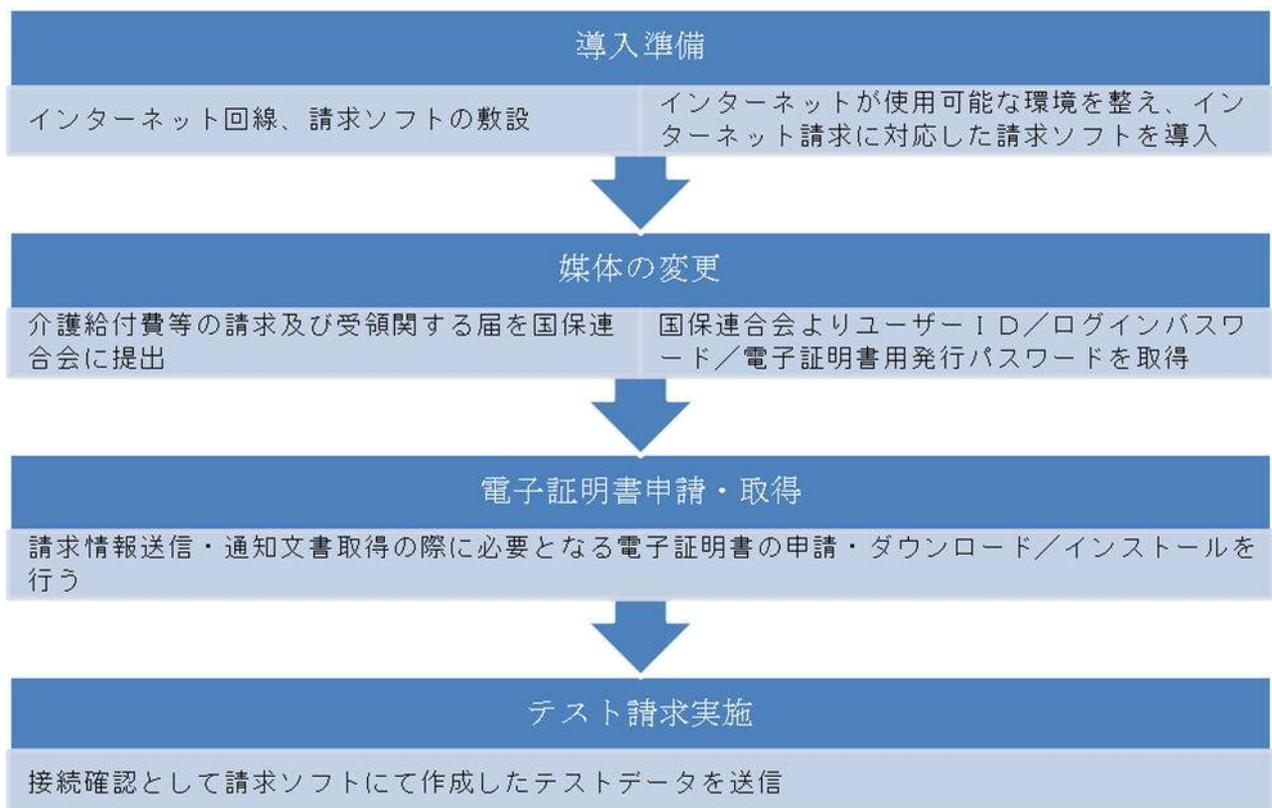
以上

平成26年度インターネット請求が開始

平成26年11月よりインターネットを利用した介護保険請求が開始されます。

現在、介護保険事業者からの国保連合会への伝送請求はISDN回線を利用した伝送請求のみでしたが、本年11月よりインターネットを利用し、種々の回線形態（光回線、ADSL等）で介護保険請求を行う事が可能となります。

このインターネット請求を利用される場合には下記の手順で行っていただきます。



請求に必要な電子証明書の取得に際しては、介護保険証明書では3年間で13,200円となります。また、インターネット請求に関してのみ送信先が共同受付センターに変更されます。

なお、現在利用していただいているISDN回線を利用した伝送請求については当面の間、継続維持されますのでご報告しておきます。

このインターネット請求について細部の部分で確定されておりませんので、介護保険事業者の皆様には、郵送にて連絡を差し上げると共に、国保連合会ホームページ内(<http://www.okayama-kokuhoren.com/kaigokankei/>)にて随時情報提供をする予定といたしておりますのでインターネット請求利用ご検討をお願いいたします。

問い合わせ

岡山県国民健康保険団体連合会

介護・障害者総合支援課

TEL086-223-8876

事 務 連 絡
平成26年1月23日

各都道府県介護保険主管部（局） 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて

介護保険制度の円滑な運営につきまして、日頃より格別なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険の介護サービス事業所等からの介護給付費等の請求方法にインターネット回線を導入することについては、「介護給付費等の請求回線のインターネット化について」（平成24年8月31日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）をもってお知らせしていましたが、今般、平成26年1月15日に開催された第98回社会保障審議会介護給付費分科会に介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しの概要について別添資料により報告を行いましたので、ご連絡いたします。

つきましては、今後、各サービス事業所等に対してインターネット請求化の方向等の情報提供を行っていくことが必要となりますので、各都道府県におかれましては、都道府県主催の集団指導の場での説明や、都道府県ホームページへの掲載等、様々な機会を活用して周知して頂きますよう対応方よろしくお願いいたします。

なお、実施にあたっての詳細については、内容が確定次第、別途お知らせいたしますが、現段階で検討している取り組みの概要を以下に取りまとめましたので、サービス事業所等への周知に当たり活用してください。

また、本件に関する都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に対する連絡については、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に依頼していますので念のため申し添えます。

1 インターネット化及び請求省令見直しの趣旨

サービス事業所等から国保連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送（ISDN回線）、電子媒体（FD、MO、CD-R）及び紙媒体となっていますが、このうち、伝送については、これまでISDN回線によることとしてきました。今日のインターネットを中心とした通信環境の状況やISDN回線の将来の動向に鑑みて、平成26年1月以降、インターネット回線による請求を可能といたします。

これに伴い、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関

する省令（平成25年1月18日厚生労働省令第4号）（以下「請求省令」という。）を改正し、インターネットによる伝送を明確化するとともに、伝送又は電子媒体による請求を原則といたします。ただし、当面、平成29年度末までの間はISDN回線による請求も引き続き可能といたします。

これにより、これまでISDN回線で請求を行っていた各サービス事業者においては、請求に必要な運営費用が大幅に軽減されることとなります。

2 例外規定

一方で、高齢などの理由により、伝送又は電子媒体による請求が困難であるサービス事業所が従来から存在し、国保連合会に届け出ることによって紙媒体による請求を行ってきたことから、伝送又は電子媒体による請求の原則化と合わせて請求省令を改正し、次の（1）～（3）に該当するサービス事業所については、事前に国保連合会に届け出を行うことによって、紙媒体により請求することを可能とします。

その際、次の（1）及び（2）については、平成29年度末までに国保連合会に届け出ていただくこととします。

（1）紙媒体により請求する事業所

一般のサービス事業所よりサービス提供件数が少なく、伝送又は電子媒体化の費用対効果が見合わないなどの理由により、紙媒体により請求するサービス事業所（「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」（平成12年2月15日・平成12年2月23日厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）に定めたものを予定。）

（2）従事者が高齢者であるサービス事業所

常勤の従事者がすべて高齢者（65歳以上）であるサービス事業所

（3）個別事情への配慮

電子通信回線設備の機能に障害が生じたなど諸事情によって短期的に電子媒体による請求が困難であるサービス事業所

3 その他

（1）改正省令の公布時期

平成26年7月を目途

（2）インターネット請求化に関する広報資料・周知

広報資料（A4判2～3枚）については、本年6月を目途に作成しており、内容が確定次第、別途お知らせいたします。窓口での配布、サービス事業所向け説明会の開催等によりサービス事業所に周知してください。サービス事業所向け説明会については、国保連合会と十分連携し対応してください。

（3）国保連合会で実施するサービス事業所への周知

施行にあたっては、国保連合会においても、サービス事業者に周知するよう依頼する予定です。

(4) 簡略版の介護電子媒体化ソフトの作成

医科・歯科診療所、薬局等（以下「医療機関等」という。）の介護給付費等の請求については、「居宅療養管理指導費」又は「介護予防居宅療養管理指導費」等、1種類のサービスであって、かつ、サービス提供についても毎月でなかったり、単月の提供件数が少ない場合があります。

一方で、国保中央会からサービス事業所向けに提供している介護伝送ソフトは多種多様なサービス事業所に対応しているため、医療機関等が利用するにはメニューが多く、このため使い勝手が悪くなり、また、伝送化の費用対効果が見合っていないことから、簡易的な電子化対応ソフトの開発について要望されているところです。

このため、国保中央会において、現在、伝送機能を有しない簡略版の介護電子媒体化ソフトを開発しており、本年6月を目途に無償配布する予定としています。

このことについては、内容が確定次第、別途お知らせいたします。

(5) セキュリティ対策等

インターネット回線による請求に当たっては、情報漏洩や不正侵入等を防ぐため、SSL暗号化等により強固なセキュリティ対策を施します。

なお、インターネット請求を行うサービス事業所において、既にインターネット回線が敷設されていれば、回線基本料及び電子証明書発行手数料のほかに新たな費用は発生しません。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険計画課

電話：03-5253-1111

早坂（内線2163）、伊原（内線2166）

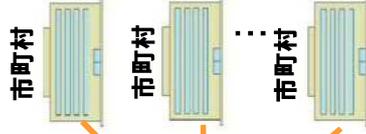
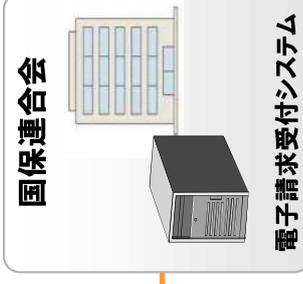
介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて

別添(参考)
(介護給付費
分科会提出資
料)

【インターネット化及び請求省令の見直しの趣旨】

- サービス事業所等から保険者より委託を受けた都道府県国民健康保険団体連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送(ISDN回線)、電子媒体(FD、MO、CD-R)及び紙媒体となっている。このうち、伝送については、平成26年11月以降、インターネット回線により請求することを可能とする。(ただし、一定期間ISDN回線も存続。)
- (参考) 請求方法の現状
伝送: 82.5%、電子媒体: 14.2%、紙媒体: 3.3%(平成25年7月サービス提供分)
- これに伴い、請求省令を改正し、一定の経過措置期間を置いて伝送又は電子媒体による請求を原則義務化する。
- その際、高齢などの理由により、伝送又は電子媒体による請求が困難であるサービス事業所等に対し配慮する観点から、伝送又は電子媒体による請求の例外措置等を定める。

現行

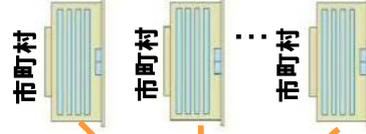


1. 回線の種類: ISDN回線のみ
 2. 諸費用: 回線基本料 69,900円
 (年間一例) 通信料(従量課金) α 円
 合計 69,900円 + α

見直し後



1. 回線の種類: ADSL、光ファイバー等のインターネット回線
 2. 諸費用: 回線基本料 39,360円
 (年間一例) 電子証明書発行手数料 4,400円※
 合計 43,760円
 ※有効期間3年の手数料(13,200円)の1年分を計上。
現行のISDN回線よりも26,140円 + α の減



SSL暗号化通信等により強固なセキュリティ対策を施す。

岡事指 第 1507 号
平成 26 年 2 月 14 日

各介護保険サービス事業者 様

岡山市事業者指導課長

平成 26 年度認知症介護指導者養成研修の受講者推薦
(岡山市内に所在する介護保険事業者の推薦分) について (依頼)

平素から、本市介護保険行政におきましてはご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、社会福祉法人東北福社会 認知症介護研究・研修仙台センターから別添のとおり通知がありました。つきましては、研修対象者の要件をご確認いただき、受講者の推薦がある場合は下記のとおり必要書類の提出をお願いします。

記

1. 提出書類 受講推薦書 (別紙 1)
承諾書 (推薦法人・事業者用) (別紙 2)
承諾書 (受講申込者用) (別紙 3)
認知症介護指導者養成研修受講申込書 (別紙様式 1)
認知症介護指導者養成研修に係る推薦書 (別紙様式 2)
受講者考査のための実践事例報告に関する提出書類 (別紙様式 3)
認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し
2. 提出部数 各 1 部
3. 提出期限 平成 26 年 3 月 20 日 (木) 必着
4. その他
 - ・詳しくは、岡山市ホームページ [「平成 26 年度認知症介護研究・研修仙台センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」](#) を参照ください。
 - ・研修受講に要する経費は事業者の負担となります。
 - ・受講者は、推薦者の中から仙台センターが決定します。

提出先及び本件に関する問い合わせ先 〒700-0913 岡山市北区大供三丁目 1 番 18 号 K S B 会館 4 階 岡山市役所保健福祉局事業者指導課 地域密着指導係 Tel : (086) 212-1012 Fax : (086) 221-3010
